

利尻町営住宅入居請書

年 月 日

利尻町長 様

私は、利尻町営住宅に入居するにあたり、利尻町営住宅管理条例及び利尻町営住宅管理条例施行規則その他の法令を遵守し、私の責により利尻町に損害が生じたときは、連帯保証人と連帯して賠償の責を負います。

また、連帯保証人は、入居者に係る家賃その他の債務について、極度額の範囲内で入居者と連帯して負担することを承諾します。

入居者	氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住 所	(電話番号 )		
	勤 務 先	(電話番号 )		
連 帯 保証人	氏 名	Ⓜ	生年月日	年 月 日
	住 所	(電話番号 )		
	職 業 (勤務先)	(電話番号 )		
	極 度 額	円 (又は入居時点の家賃の12ヶ月分)	入居者との関係	

※連帯保証人の給与証明書及び印鑑証明書を添付してください。

裏面の利尻町営住宅管理条例抜粋をご確認下さい。

受付印

入居年月日	年 月 日	備 考
敷金納付年月日	年 月 日	

## (裏)

### 《利尻町営住宅管理条例抜粋》

- ・町営住宅に入居しようとするときは、この請書を提出し、最初の家賃の3月分に相当する金額の敷金を納付しなければならない。
- ・はじめに同居した親族以外の方を同居させようとするときは、町長の承認が必要です。
- ・入居者は、毎年町長に前年の収入を申告しなければなりません。申告を怠ったり、収入の報告を拒否したときは、条例第14条第3項の近傍の同種の住居の家賃がかかります。
- ・月々の家賃は、収入に応じ毎年度変わります。この家賃は、当月分をその月の末日までに納めなければなりません。
- ・月々の家賃は、災害や、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額、免除、徴収の猶予をすることができます。この場合は、入居者の申請が必要です。
- ・町営住宅の修繕にかかる費用は軽微な修繕などを除いて町が行いますが、入居者や同居者の責により修繕が必要となった場合は、入居者の負担になります。
- ・入居者は、町営住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責により町営住宅をき損したりしたときは、入居者が原状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ・町営住宅は、入居者以外の者に転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、町長の承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責において原状に戻していただきます。
- ・町営住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の住宅や建て替えた住宅に入居することができますが、住宅を明け渡さないことはできません。
- ・入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、町営住宅などを故意に壊すなどの行為をしたときなどには、町営住宅を直ちに退去するように請求することがあります。この場合、請求があつてから退去するまでの間、罰則金を科することがあります。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合であつて町営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、勧告を行い、従わない場合には明け渡しを請求することがあります。
- ・町営住宅では、町長が必要と認めるときや、入居者が特定公共賃貸住宅を退去しようとするときに、職員などが住宅の検査をすることがあります。この場合は、入居者の方は検査にご協力ください。
- ・入居者が、詐欺その他の不正行為によって家賃を免れた場合は、その免れた額の5倍以内（その金額が50,000円に満たない場合は50,000円）の過料を科すことがあります。